

## 新規常用雇用者の定義（支店）

### 1 定義

次の①～⑤を全て満たす者

①	県内の支店等に従事するため従事するため、支店等の開設日の6ヶ月前の日以降に雇用され、岡山県内に住所を有する者又は岡山県内に新たに住所を定めた者
②	健康保険法の被保険者
③	厚生年金保険法の被保険者
④	雇用保険法の被保険者
⑤	次のいずれかに該当する者 イ 雇用期間に定めのない雇用者 ロ 一定期間（1月、6月等）を定めて雇用されるものであって、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者 ハ 日々雇用されるものであって、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者

### 2 新規常用雇用者として計上できる期間

支店等の開設日の6ヶ月前から交付申請日まで



### 3 その他

- ※1 完全に新規で雇用された方の他、県外の事業所等から県内に異動されてきた方のうち、新たに岡山県内に住所を定められた方も対象となります。
- ※2 交付申請時には、下記の2つの書類の写しが必要です。
  - ①「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」
  - ②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（新規雇用者の場合）」  
または「雇用保険被保険者転勤届受理通知書（異動者の場合）」
- ※3 交付申請時点で既に退職されている方は、新規常用雇用者には含まれません。